

## IX 管理課

管理課は、医療法人や公益法人に関する定款変更認可等の業務、後期高齢者医療制度、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

### 1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について

#### (1) 概要

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化され、医療法に規定された法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣の認可が必要です。

東北厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2以上の都道府県内において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

また、平成19年の医療法改正により、透明性の確保を図る観点から医療法人の定款若しくは寄附行為又は決算届について、請求があった場合にはこれを閲覧に供しなければならないこととなっております。（「東北厚生局管轄医療法人一覧」は参考資料9（1）参照）

#### (2) 根拠法令等

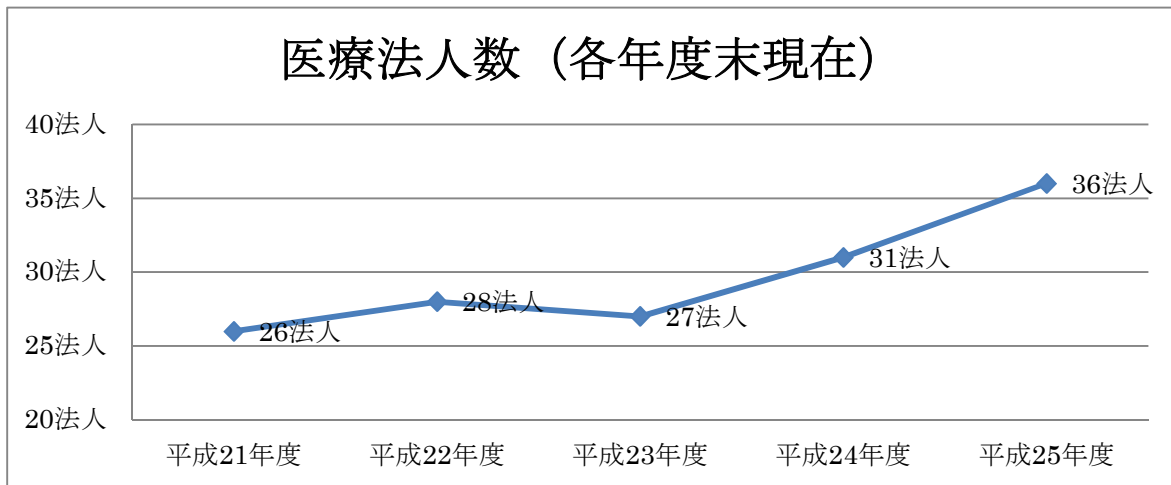
医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されています。

ア 定款変更認可・届出受理	医療法第50条
イ 理事の特例の認可	医療法第46条の2第1項、医療法施行規則第31条の3
ウ 理事長の特例の認可	医療法第46条の3第1項、医療法施行規則第31条の4
エ 管理者たる理事の特例認可	医療法第47条第1項、医療法施行規則第31条の5
オ 仮理事の選任	医療法第46条の4第5項
カ 事業報告書等の届出受理	医療法第52条第1項
キ 定款等の閲覧	医療法第52条第2項
ク 立入検査	医療法第63条第1項
ケ 措置命令	医療法第64条第1項
コ 登記事項変更登記完了届出の受理	医療法施行令第5条の12
サ 役員変更の届出の受理	医療法施行令第5条の13

アの定款変更認可及びイ～エの認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府

県知事を経由して行われます。その際、都道府県知事は必要な調査を行い、意見を付して進達することとされています。

### (3) 医療法人数の推移



### (4) 申請・届出実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定款変更認可	15 件	18 件	16 件	20 件	32 件
決算届受理	24 件	29 件	29 件	28 件	33 件
役員変更届受理	20 件	25 件	28 件	26 件	27 件
登記事項変更登記完了届受理	34 件	40 件	38 件	37 件	53 件
特別代理人選任申請	1 件	1 件	0 件	1 件	0 件
定款等の閲覧	8 件	8 件	11 件	11 件	19 件

## 2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

### (1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

#### 【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必

要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。

エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。

オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。

- ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ・救急病院である旨を告示されていること。
- ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

#### 【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常は30%）の軽減税率が適用されます。

#### (2) 根拠法令等

- ア 租税特別措置法 第67条の2第1項
- イ 租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

#### (3) 実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
証明件数	24件	24件	26件	23件	21件

### 3 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

#### (1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外される（法人税が非課税とされる）こととなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

#### 【適用基準】

- ア オープン病院事業を行うもの
  - 事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号
  - 収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号
- イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの
  - 事業要件 法人税法施行規則第6条第4号
  - 収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

**【優遇措置の内容】**

医療保健業について、収益事業の範囲から除外され、法人税が非課税とされます。

(2) 根拠法令等

- ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ  
法人税法施行規則第5条第6号
- イ 法人税法施行令第5号第1項第29号タ  
法人税法施行規則第6条第4号  
法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績（全て②無料低額な診療を行う法人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
証明件数	17件	18件	19件	19件	18件

**4 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について**

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています（「東北「厚生局所管後期高齢者医療広域連合一覧」は資料編9（3）参照）。

(2) 根拠法令等

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
技術的助言・指導監督	6広域連合	6広域連合	4広域連合	6広域連合	6広域連合

## 5 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

### (1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています（「東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧」は参考資料9（2）参照）。

### (2) 根拠法令等

- ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条
- イ 厚生労働省設置法第18条
- ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7
- エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

### (3) 実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
技術的助言・指導監督	6県6市3国保連合会	6県8市3国保連合会	4県6市町村2国保連合会	6県9市町3国保連合会	6県9市町3国保連合会

## 6 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

### (1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金の東北6県支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）について、適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています（「東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧」は参考資料9（4）参照）。

### (2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第28条、第30条

イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第 14 条

ウ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
監督	—	2 支部 (青森、宮城)	2 支部 (山形、秋田)	2 支部 (岩手、福島)	2 支部 (青森、宮城)